

働く大学生と親に減税効果

2025年度改正、特別控除を新設

与党は2025年度税制改正大綱をまとめた。パートの主婦や働く学生らの「年収103万円の壁」を引き上げるため、所得税を減税する。基礎控除などを20万円引き上げるほか、親が19〜22歳の子の控除を受ける際の子の年収要件を150万円まで上げる。ただ与党は衆議院の議席が過半数を割り込み、来年の通常国会で内容を修正する可能性がある。

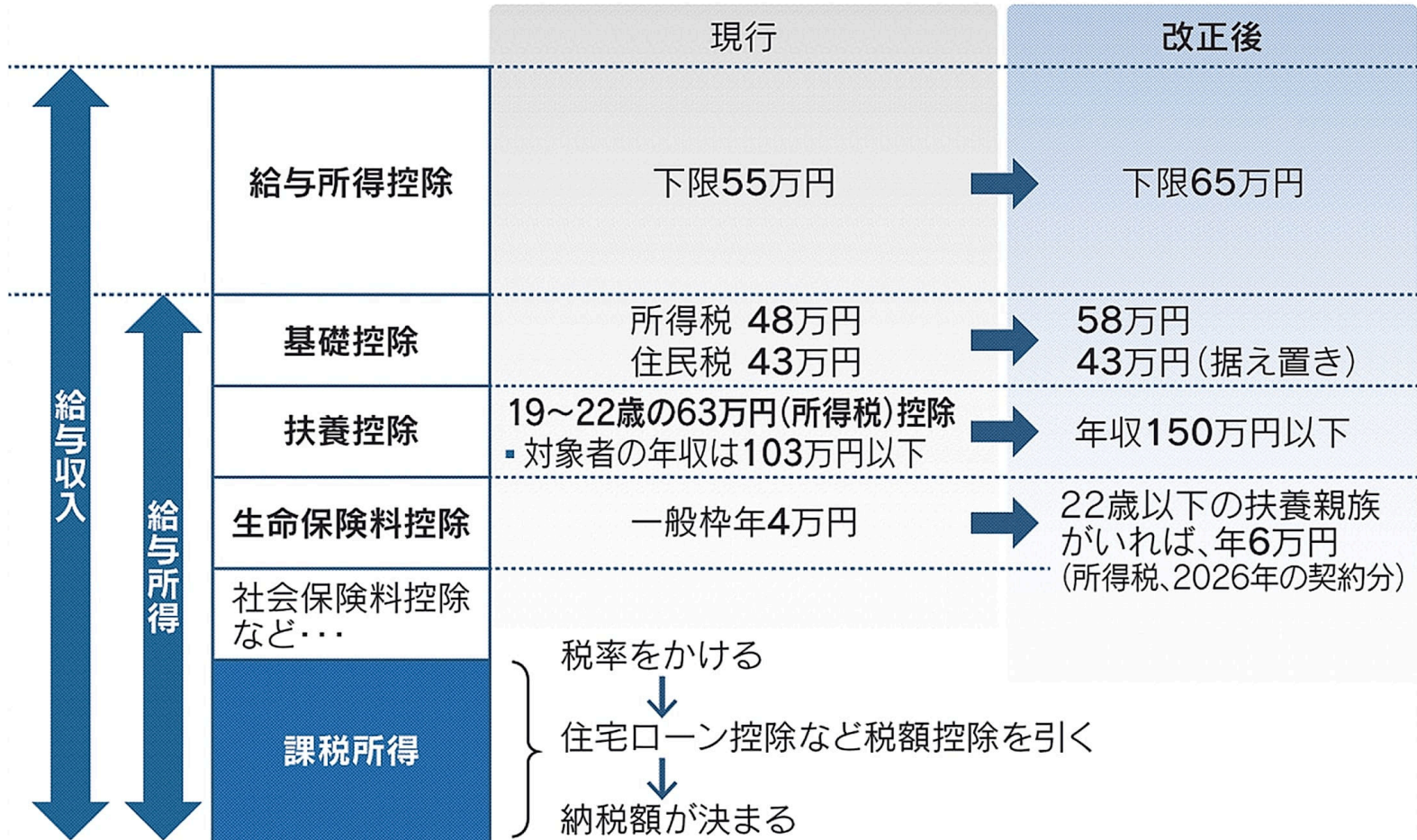
所得税・住民税は、いずれも個人の年間の所得（稼ぎ）にかかる。収入から仕事に必要な経費と様々な「控除」を差し引き、課税対象となる所得を計算する。会社員やパート、アルバイトの場合、まず給料から経費に当たる給与所得控除を引いて給与所得を算出する。給与所得控除は現在、年収162万5000円以下が一律55万円。収入に応じて控除額が増え、850万円超は一律195万円で頭打ちとなる。

次に給与所得から所得控除を引く。所得控除は、ほとんどの人に適用される基礎控除のほか、配偶者や子を扶養する場合の配偶者控除、扶養控除などがある。基礎控除は現在、所得税で最高48万円、住民税で同43万円。所得控除後の金額に税率を掛けるなどして税額を計算する。所得税の税率は所得が多くなると上がる累進税率（5〜45%）。住民税（所得割）は一律10%だ。

改正の最大の要点は所得税の基礎控除。25年から10万円引き上げ58万円とする。住民税の基礎控除は据え置く。所得税、住民税とも給与所得控除の下限（最低保障額）を10万円上げ、65万円とする。

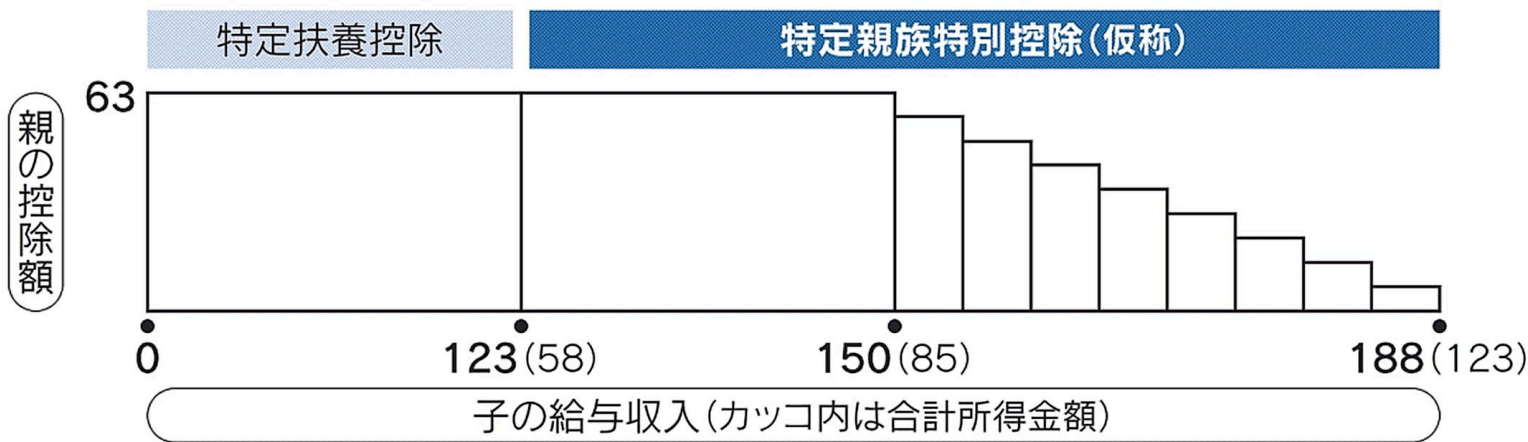
その結果、パート・アルバイトの場合、所得税が非課税となる給与収入は123万円以下、住民税では110万円以下になる。所得税は現在、給与所得控除の下限55万円と基礎控除48万円の合計額の103万円以下が非課税。基礎控除と給与所得控除がそれぞれ10万円上がるため、非課税の収入水準も合計20万円上がる。納税者が大学生などでは、勤労学生控除（所得税27万円、住民税26万円）の適用も受けると、所得税は年収150万円以下で課税されなくなる。19〜22歳の子がアルバイトで123万円超稼いでも、直ちに親に税負担が発生しない「特定親族特別控除」（仮称）も新設する。子の年収が所得税で150万円、住民税で160万円まで、親は所得税63万円、住民税45万円の控除を受けられる。加えて、150万円または160万円を超えても急に負担が増えないよう、年収188万円まで控除額を徐々に減らす。減税の恩恵が大きいのは19〜22歳の学生アルバイトとその親だ。現在、勤労学生控除を使えば学生自身の所得税負担がなくなる年収は130万円以下。一方、親が受ける19〜22歳の子が対象の特定扶養控除は、子の年収要件が103万円以下。学生が年収103万円を超えて勤労学生控除を受けても、親

与党の2025年度税制改正大綱(所得税・住民税)の主なポイント



(注) 生命保険料控除を除き、所得税の変更は2025年分から、住民税は2026年度分から

19〜22歳の特定扶養控除の見直しのイメージ
(所得税の場合。2025年から。単位:万円)



基礎控除、給与所得控除の下限の改正に伴う所得税・住民税の減税額

給与収入	150万円	200	300	500	600	800	1000	1500	2500	3000
減税額 (年額)	所得税 1万円	0.5万円	0.5万円	1万円	1万円	2万円	2万円	3.4万円	4.1万円	0
	住民税 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計 2	0.5	0.5	1	1	2	2	3.4	4.1	0

(注) 単身世帯または配偶者控除の適用がない共働き世帯の給与所得者(子は15歳以下)。大和総研の是枝俊悟主任研究員の試算による。住民税の基礎控除は据え置き

住宅ローン控除の借入限度額(新築住宅に2025年入居する場合)

	長期優良・低炭素	ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)水準省エネ	省エネ基準適合	その他
子育て世帯、若者世帯※	5000万円	4500万円	4000万円	0
子育て世帯など以外	4500	3500	3000	0

(注)「夫婦どちらかが39歳以下」「18歳以下の子がいる」のいずれかにあたる場合

0万円以下で課税されなくなる。19〜22歳の子がアルバイトで123万円超稼いでも、直ちに親に税負担が発生しない「特定親族特別控除」（仮称）も新設する。子の年収が所得税で150万円、住民税で160万円まで、親は所得税63万円、住民税45万円の控除を受けられる。加えて、150万円または160万円を超えても急に負担が増えないよう、年収188万円まで控除額を徐々に減らす。減税の恩恵が大きいのは19〜22歳の学生アルバイトとその親だ。現在、勤労学生控除を使えば学生自身の所得税負担がなくなる年収は130万円以下。一方、親が受ける19〜22歳の子が対象の特定扶養控除は、子の年収要件が103万円以下。学生が年収103万円を超えて勤労学生控除を受けても、親

は特定扶養控除を受けられない。例えば、学生の給与年収が110万円で親の所得税率が10%の場合、学生が勤労学生控除を受けると本人の税負担はないが、親は10万8000円の税負担増となる。これが改正後は両方受けられる。所得税の場合、学生の年収が123万円を超えても、勤労学生控除を使えば150万円までは課税されない。親も特定親族特別控除を使えば税負担は増えない。

物価高の中、減税は朗報だが注視点もある。まず「減税効果は直ちに実感できない」（ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士）。所得税では来年の月々の源泉徴収（天引き）は変更せず、来年末の年末調整か、再来年の確定申告で精算する。減税を実感できるのは1年先だ。住民税は、来年の所得を基に徴収する26年度（26年6月〜27年5月）の天引きが減り、ようやく実感できる。

働く学生がいる世帯の減税効果はあるが、全体では効果は限定的だ。大和総研の是枝俊悟主任研究員の試算によると、配偶者控除の適用がない共働き世帯の給与所得者(子は扶養控除を受けられない15歳以下)や単身世帯は、年5000〜4万10000円の減税にとどまる。住民税の基礎控除が据え置かれるほか、給与所得控除の下限引き上げは、年収190万円未満のしきり減税にならないため、年収190万円以上では「所得税の基礎控除10万円引き上げのみ」の減税効果になる（是枝氏）。

住民税の基礎控除を据え置く結果、住民税のみかかる人が増えそうなる点も注意だ。現在は所得税が非課税で住民税がかかる給与年収は100万円超103万円以下。これが改正により110万円超123万円以下となる。年収の幅が3万円から13万円に広がる、人数も増える可能性がある。

住民税のみ負担する場合、対象者に地方自治体が課税通知書を送る。ただ、所得税がかからないと住民税もかからないと誤解して「支払いを忘れるケースは少なくない」（辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士。支払わないと追徴課税の対象になる）（税理士の岡田俊明氏）。

政府・与党は大綱を基に税制改正法案を作成し、来年1月からの通常国会に提出する。少数与党のため、政府原案が修正される可能性はある。パート、アルバイトなどの非課税枠を178万円に引き上げることを求める国民民主党と与党の個別協議は続いており、その動向次第で基礎控除などがさらに引き上げられる余地はある。特に「財源問題も含め、住民税の基礎控除を据え置くまでよいのか」「一つの焦点」（税理士の藤曲武美氏）になりそうだ。

子育て世帯、優遇続く

16〜18歳の子の扶養控除の金額は現行制度を維持する。2024年度税制改正では所得税は26年以降38万円から25万円に、住民税は27年度以降33万円から12万円に減らすことになっていた。今年10月から児童手当を高校生にまで広げるなどの拡充措置に伴う財源確保のためだったが、子育て世帯に配慮して26年の所得税、27年度の住民税は据え置く。

住宅ローン控除も引き下げ予定だった借入限度額を25年も一定の条件で維持する。優遇対象は「夫婦どちらかが39歳以下」「18歳以下の子がいる」のいずれかの場合。具体的には省エネ性能に優れた長期優良住宅なら来年入居の場合でも5000万円を維持する。住宅リフォーム控除では、今年限りだった子育て世帯向けのリフォームを来年も続ける。子の転落防止のための手すりの取り付けなどの工事費用の10%を、所得税から差し引く。

子育て世帯にとっては世帯主の死亡などに備える生命保険で控除が拡充することもポイント。22歳以下の扶養する子がいる場合、一般生命保険の保険料の最大控除額を26年契約分は所得税で現在の4万円から6万円に拡大する。ただし介護医療保険、個人年金保険も含む生命保険全体で控除できる額は所得税で現在の最大12万円を維持する。

(後藤直久)